

【原則 2】一人ひとりが主人公

(1) まちづくりへの市民参画・協働

施策の目的

市民・事業者・行政が、お互いの信頼関係を築きあい、市民活動の活性化を図るとともに、市民がまちづくりに主体的に参画するまちをめざします。

現状と課題

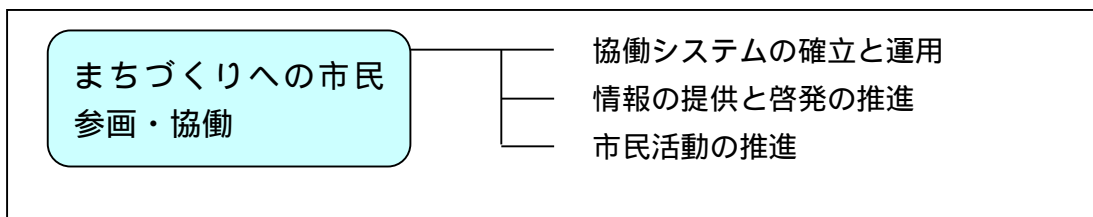
本市は、平成14年に「市民の声を活かす条例」を制定し、さまざまな行政施策の企画立案の過程で市民参加の機会を確保し、市民意見の反映につとめてきました。

しかし、地域課題が多様化し、社会情勢が変化を続ける中で、一人ひとりの市民の満足度を高めていくためには、行政だけではなく、市民や事業者も含めた地域の総力でまちづくりを進めなければなりません。このため、現行の市民参加制度に加えて、地域を構成する市民や事業者がそれぞれの役割や責任を自覚し、その能力や特性を活かしながら、主体的にまちづくりに参画することが求められていることから、平成20年には、市民と行政の協働をまちづくりの基本原則に据えた自治基本条例を制定しました。

今後、多くの市民が、まちづくりに参画する意識を持てるように、行政は情報提供や学習機会の提供につとめるとともに、それぞれの役割や責任、協働のためのルールを明確にしたうえで、将来目標を共有しながらまちづくりを進めていくことが必要となっています。

また、町内会をはじめ、市民レベルのまちづくり活動に先導的に取り組んでいるNPOや各種市民活動団体などを支援・育成していくことも重要となっています。

施策の体系



施策の内容

協働システムの確立と運用

自治基本条例の理念に沿った協働のまちづくりが推進されるよう、行政活動への市民参加の活性化を図るとともに、協働システムが健全に働くための具体的な仕組みの構築を図ります。

情報の提供と啓発の推進

市民活動が活発に行われるよう、情報の収集・提供と啓発につとめます。

市民活動の推進

まちづくりに対する市民意識の向上を目的とした学習機会の提供につとめるとともに、まちづくりを担う人材や団体の育成を図ります。

また、ボランティア団体やNPOなど、公益活動を行う市民団体の支援につとめるとともに、行政サービスの一部を市民に委ねることなどにより、市民活動の活性化を図ります。

成果指標

指標の名称	単位	平成 22 年度 (実績)	平成 28 年度 (目標)
まちを良くするための各種活動に参加した市民の割合	%	36.4	40
協働事業 の実施数	件	93	120

市民団体等と行う、まちづくりに関する共通の目標を達成するため、それぞれの役割を果たしながら、相互に補完し、協力する事業

協働の指針

市民

地域社会を支える主体としての自覚を形成
能力や経験に応じて積極的にまちづくりに参加

地域・事業者

町内会・自治会は、自らの地域課題の解決に向け主体的な取組を推進
事業者は、地域の構成員として、地域の課題に関心をもち、町内会やNPOなどと連携して、まちづくりの活動に協力
NPO、ボランティア団体は、組織理念に基づいた活動を自主的に展開

国・道

事業の計画立案や事業実施にあたっての積極的な市民参加の実施
国・道が保有する知識や情報の積極的な提供

市

地域の課題を把握し、協働を推進するための仕組みの整備
まちづくりのための市民活動やNPO・ボランティア団体などの活動を支援
市の保有する知識や情報を提供

基本事業

協働システムの推進
市民参加制度の改善
市民活動に対する支援事業

(2) 情報公開と情報共有の推進

施策の目的

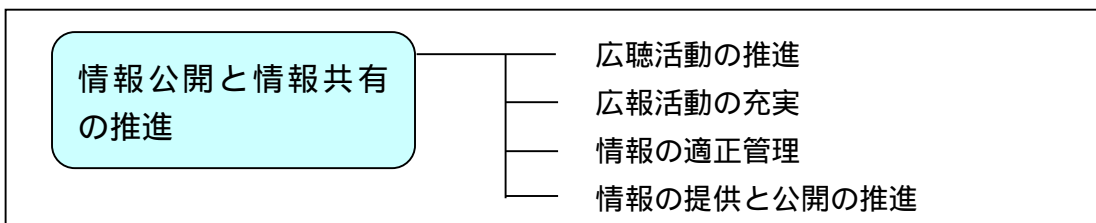
市民の意見やまちづくりに対する提案が、行政により一層反映されるよう、広報・広聴活動を充実させるとともに、市が保有している情報を市民と共有することにより、市民の主体的なまちづくりが実現できるまちをめざします。

現状と課題

市民と協働するまちづくりを進めていくためには、市から市民へのきめ細かな情報発信と市民からの声を幅広く聴く広報広聴活動がより重要になることから、広報紙の提供などによる広報活動や、市長・市職員と市民が直接対話する機会など、広聴活動のより一層の充実が必要となっています。

また、市の保有している情報については、個人情報保護などに十分留意しながら、市民との共有化を積極的に図ることが必要となっています。

施策の体系



施策の内容

広聴活動の推進

市民の声を市政に積極的に反映するため、様々な機会を通して市民ニーズを的確に把握するようつとめます。

広報活動の充実

市政情報の正確な伝達のため、市民ニーズに合った広報紙の発行をはじめ、ホームページなど様々な手段を使ったPR活動を積極的に推進するとともに、財政状況や政策形成過程など、市民が知りたいと感じる情報については、より解りやすく、的確かつ迅速に伝え、市民と市役所の情報共有化を促進します。

情報の適正管理

市政情報は漏洩や滅失などのないよう適正に管理するとともに、行政・歴史資料として重要な公文書等については、地域の共有の財産として活用が図られるよう、適切に整理・保存します。

情報の提供と公開の推進

個人情報などの保護に十分留意することを大前提にしたうえで、情報公開の推進、情報提供の徹底、資料提供・閲覧の推進などを積極的に進めます。

成果指標

指標の名称	単位	平成 22 年度 (実績)	平成 28 年度 (目標)
行政情報が十分に提供されていると思う市民の割合	%	35.0	36
市政の透明度が高いと感じる市民の割合	%	23.3	24

協働の指針

市民

広報紙などを通じた市政情報の定期的確認
まちづくりへの提言
自治懇話会などへの積極的な参加

地域・事業者

市の広報紙を正確に速やかに漏れなく地域住民に配布

国・道

国・道の行政情報を広報紙、ホームページなどで積極的に提供
政策形成過程に参画できる仕組みの創出

市

行政情報の情報共有化のために、正確でわかりやすい広報紙の発行と市民への提供
市民の声受付、自治懇話会などを通じた市民の声の反映

基本事業

広報紙発行事業
ホームページの作成・公開
広報・広聴体制の強化

(3) 男女共同参画の推進と人権の尊重

施策の目的

男女がともに、社会のあらゆる分野の活動に参画し、その個性や能力を十分に発揮できる社会と、すべての市民の人権が尊重され、互いに共存できる豊かな社会の実現をめざします。

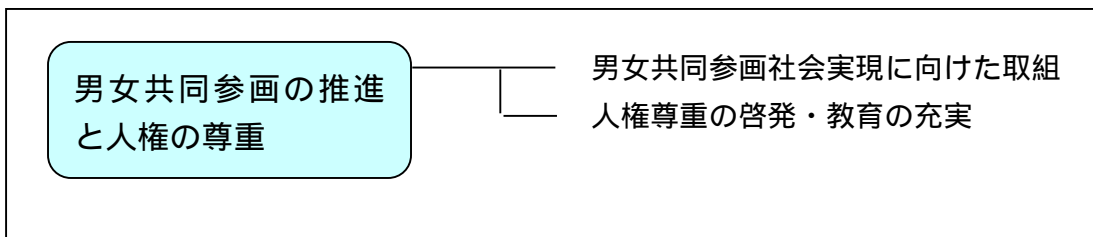
現状と課題

ライフスタイルや価値観が多様化する中で、社会のあらゆる分野への女性の進出が進み、大きな役割を果たすようになってきているものの、社会には依然として性別による固定的な役割分担意識など、解決すべき課題が多く残されています。

このことから、性別にとらわれず、一人ひとりの個性と能力が十分に発揮でき、ともに社会を支えていくことのできる、真の男女共同参画社会の実現に向けた取組が必要です。

また、子どもや高齢者の虐待、いじめなど、人権に関わる問題も発生していることから、人権意識の普及・高揚のため、人権尊重の視点に立った啓発、教育や相談活動を推進していくことが必要とされています。

施策の体系



施策の内容

男女共同参画社会実現に向けた取組

家庭や地域、学校などにおける男女共同参画社会の実現をめざす意識づくりと、あらゆる分野での男女平等・男女共同参画意識が醸成されるよう、情報提供や啓発、支援につとめます。

また、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進や、育児や介護など男女が協力し合いながら暮らせる社会環境の整備につとめるとともに、市政や団体等における方針決定の場への女性の積極的な登用促進や、生涯にわたり男女がそれぞれの性差を尊重し、健康に暮らせるための支援につとめます。

人権尊重の啓発・教育の充実

広報紙や啓発パンフレット・ポスターなどによる啓発活動や情報提供の充実を図るとともに、人権問題への正しい理解と認識を深めるため、家庭、地域、学校などにおける人権尊重の教育を進めます。

成果指標

指標の名称	単位	平成 22 年度 (実績)	平成 28 年度 (目標)
「男女共同参画社会」という用語の周知度	%	49.8	100
市の審議会などへの女性の登用率	%	25.7	40
人権侵害の認知件数	件	81	81

協働の指針

市民

他者の人権を尊重し、自らの尊厳を尊重
社会の制度・慣行や役割分担などについて、男女共同参画や人権尊重の視点からの思考

地域・事業者

性別に関係なく、能力と意欲に応じた適切な処遇の実施
女性が能力を発揮できる職場環境の形成
雇用における男女の均等な機会と待遇の確保
仕事と家庭の両立支援のための環境整備
合理的な理由のない解雇や待遇の差別回避

国・道

国の男女共同参画基本計画、北海道の男女平等参画基本計画などにより、啓発活動、女性の能力開発、女性に対するあらゆる暴力を根絶する取組など、さまざまな場での男女共同参画の環境づくりの推進
人権擁護委員の活動をはじめとした人権啓発・教育の推進につとめ、差別のない社会づくりの推進

市

市民や企業などの男女共同参画に関する意識や取組の動向の継続的な把握
男女共同参画に基づく地域社会を形成するための計画策定と、これに基づく施策を総合的に推進
市民に対する人権啓発・教育の推進と相談体制の充実

基本事業

各種相談事業
意識啓発・学習機会の提供
配偶者からの暴力被害防止等に関する取組